

【欧州】英国知的財産庁、手数料改訂-2026年4月1日予定

英国知的財産庁（UKIPO）は、2026年4月1日より特許・商標・意匠の庁料金を平均約25%引き上げる方針を公表しました。これは、商標では1998年以来、意匠では2016年以来、特許では2018年以来となる大規模な値上げです。

背景として、2016年以降のインフレ及び運営コストの上昇に加えて、これまで内部留保や業務効率化によって手数料抑制を維持してきたものの、現状では維持が困難になったことが挙げられています。

手数料改訂は、英国議会の承認後に正式に施行される予定です。

改訂される主な手数料（特許）

項目	現行（単位：£）	改定後（単位：£）
出願料（オンライン）	60.00	75.00
調査料（オンライン）	150.00	200.00
審査請求（オンライン）	100.00	130.00
超過クレーム（25クレーム超）	20.00/1クレーム	27.00/1クレーム
維持年金（第5年目）	70.00	90.00

2026年3月31日までに完了する手続には現行料金が適用されます。

2026年4月1日以降の出願・更新・年金納付等には、新料金が適用されます。

新料金の適用を回避するためには、新規出願や維持年金の支払等を、可能な限り2026年3月31日までに行うことをお勧めします。

詳細につきましてはUKIPOの以下URLをご参照ください。

<https://www.gov.uk/government/news/intellectual-property-office-fees-to-increase-from-april-2026>